

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価準備書に係る公聴会実施要領

公聴会の目的 準備書について環境の保全の見地からの意見を求める。
開催日時 令和8年5月23日（土）
10：00～（終了予定時刻16：30）
※公述人の数等により、終了予定時刻より早く終了することがあります。
会場 富士吉田市環境美化センター3階会議室
（住所：富士吉田市小明見三丁目11-32）

1. 公述人の申出方法について

次により意見の要旨等を記載した書面を知事に提出してください。

(1) 記載事項：

ア 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
【日中連絡可能な連絡先についても記載願います】

イ 対象事業の名称

ウ 公聴会において述べようとする意見の要旨

(2) 申出期限：令和8年5月8日（金）17：15 （郵送：当日消印有効）

(3) 申出先：

山梨県森林環境部大気水質保全課 環境影響評価担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
電 話 : 055-223-1513
F a x : 055-223-1512
e - m a i l : taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 書面提出方法：郵送、持参（※）、ファクシミリ、電子メール

※土日祝日を除く8：30～17：15

2. 公述人の選定について

- ・知事は、申し出があった方の中から、公聴会に出席して意見を述べることができる方（以下「公述人」という。）を選定します。
- ・選定は、意見の内容、提出された順番を考慮して行います。
- ・公述人には、5月20日（水）までに、公聴会の発言時間と併せて通知します。

3. 留意事項

- ・公聴会では意見交換や質疑応答を行いません。また、単に事業の是非や賛成・反対の意見を述べることはできません。
- ・公述人が発言時間を超えて発言する時、公聴会の出席者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をする時などは、その発言を禁止し、又は退場を命ずる場合があります。
- ・公聴会の秩序を維持するため、傍聴人に対して入場を制限し、又は退場を命ずる場合があります。
- ・映写等の方法による公述は行えません。